

しんきん無担保住宅ローン

平成30年4月1日現在

項目	内容
商品名	しんきん無担保住宅ローン
ご利用いただける方	次の条件をすべて満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・年齢が満20歳以上の方 ・安定継続した収入がある方 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・反社会的勢力に該当しない方 ・当金庫の会員となれる資格を有する方
お使いみち	<p>お申込人が居住（居住予定を含む）し、お申込人もしくはその家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはその家族が居住（居住予定を含む）し、お申込人が所有している自宅にかかる次の資金にご利用いただけます。</p> <p>不動産の購入資金・新築資金・建て替え資金・リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 上記は、申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金（売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可 「諸費用」とは、印紙代、登記費用、仲介手数料、住宅性能評価の費用、設計監理料、土地造成費用、解体工事費用等 上記に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可 （ただし、と合わせたお申込みで100万円以内） 土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入を対象とする 上記にかかる住宅ローンの不足資金は対象外</p> <p>お申込人が を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借入れたローン（無担保）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 お申込人が を用途として当金庫を含む金融機関から借入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの（借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上履行遅滞が1度もないものに限る）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）</p> <p>【対象となる物件の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お申込人またはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種（仮）登記がないもの 次のものは、各種（仮）登記から除く <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫貸付（事業資金、住宅ローン（代理貸付を含む）等）にかかる抵当権および根抵当権 ・本件の借換えて抹消となる他行住宅ローンにかかる抵当権および根抵当権 ・資金用途がリフォーム（増改築・修繕）の借換え資金の場合の他行住宅ローンにかかる抵当権 <p><空家解体費用を取り扱う場合の特例>（お借入金額は500万円以内） 空家解体費用およびそれに伴う諸費用（建物解体後の滅失登記費用等を含む） 申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金（工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可 お申込人が を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）</p> <p>【対象となる空家家の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お申込人またはその親族が所有する建物であること ・事業専用で使用していた建物ではないこと
お借入金額	1,500万円以内(1万円単位)
お借入期間	3ヵ月以上20年以内
お借入方法	証書貸付によりお借入れいただきます。
ご返済方法	毎月元金均等・元利均等割賦返済（元金返済据置期間は6ヵ月以内） 元金返済据置期間はお利息のみのご返済となります。 お借入期間に応じてお借入金額を次の方法で分割し、第1回返済日以後1ヵ月毎の応当日（約定返済日）に、指定預金口座から自動振替により、お利息とともに返済いただきます。 （1）元利均等毎月返済または元金均等毎月返済 （2）ボーナス時増額返済併用（年2回、6ヵ月ごとに増額返済） ただし、ボーナス返済元金総額は、お借入金額の50%以内（1万円単位）といたします。

無担保住宅ローン

商品概要説明書

項目	内容
お借入利率	(1) 固定金利：3年・5年・7年・10年・15年・20年 お借入利率は取扱期間ごと別途定める固定金利です。 (2) 変動金利：お借入利率は当金庫長期プライムレートを基準とします。 お借入れの際の適用金利は毎月見直されます。 金利情勢によっては月中に見直されることもあります。
お利息の計算方法 (付利単位100円)	元利均等返済：月割計算となります。1年を12ヵ月とした月割により計算します。 下記の場合は日割で計算いたします。 (1) お借入日から第1回返済日までの期間の約定利息 (2) 繰上返済の場合の未収利息 (3) 延滞損害金 元金均等返済：日割計算となります。1年を365日とした日割により計算します。 下記の場合は日割で計算いたします。 (1) 繰上返済の場合の未収利息 (2) 延滞損害金
延滞損害金	ご返済が遅れた場合は、遅延した元金について年18.25%の延滞損害金を申し受けます。
金利情報	金利は当金庫ホームページに掲載いたします。(または窓口にお問い合わせください)
団体信用生命保険	本ローンは団体信用生命保険の付保をご選択いただけます。 ご融資金額が1,000万円を超える場合、原則、団体信用生命保険のご加入が必要となります。 団体信用生命保険の加入には審査がございます。 団体信用生命保険の付保をご選択された場合、保険料を金利に加算して申し受けます。
火災保険	【しんきんグッドすまいる】 お客様向けの火災保険をご用意しています。幅広い補償内容で、ご納得いただける保険料がお勧めポイントです。(保険料はお客様のご負担とさせていただきます) 窓口パンフレットをご用意しています。
債務返済支援保険	【しんきんグッドサポート】 ご希望により債務返済支援保険のご加入も可能です。病気やケガで働けない期間のご返済をバックアップする保険です。(保険料はお客様のご負担とさせていただきます) 窓口パンフレットをご用意しています。
保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金が保証いたしますので、保証人や担保は不要です。
保証料	当金庫が負担いたします。
手数料	ご返済条件の変更が必要となった場合は、条件変更手数料5,000円(消費税別)を申し受けます。ただし、変更時点のお借入残高が10万円未満の条件変更については、手数料が無料となる場合があります。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部経営管理課(9時~17時、電話：0479-25-2114)にお申出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部経営管理課または全国しんきん相談所(9時~17時、電話：03-3517-5825)にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部経営管理課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

無担保住宅ローン

商品概要説明書

項 目	内 容
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ローンのご利用は、当金庫本支店のいずれか1店舗に限ります。 ・お申込みにあたっては審査がございます。結果によっては、ご希望に添えない場合もあります。 ・当金庫でのお借入れが合計700万円を超える場合は、当金庫の出資にご加入いただき、会員となっておいただくことが必要です。 ・本ローンのお申込みを含めて、一般社団法人しんきん保証基金取扱の保証残高は3,000万円を限度とします。なお、住宅ローン・保険ローンは保証残高に含まれません。 ・ご返済の試算は、当金庫ホームページまたは窓口でお受けいたします。 ・本ローンは、スマートフォン、インターネットからのWEB仮審査申込みや、仮審査申込書によるFAX申込等非対面での受付ができる商品です。なお、正式なお借入れのお申込みおよびご契約は諾否結果通知後、営業店窓口等において対面式で行います。